

平成 29 年 9 月 13 日

お客様各位

東奥信用金庫

キャッシュカードによる A T M 振込の一部利用制限について
【振り込め詐欺の被害防止対策】

平素は、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

東奥信用金庫では、急増する振り込め詐欺被害の防止対策として、キャッシュカードによる A T M を利用した振込取引を一部利用制限させていただくことといたしました。

今回の対策は、キャッシュカードを使用した振込に不慣れな高齢者のお客様を A T M コーナーに誘導して、預金口座から振込を行わせる「還付金詐欺」等の被害を防止し、お客様の大切なご預金をお守りするために実施するものです。

当金庫を含め、青森県信用金庫協会（会長 東奥信用金庫 理事長 佐藤 彰三）では、こうした被害を防止するための緊急対応として、青森県内すべての信用金庫（2 金庫）で、キャッシュカード振込機能の一部利用制限を実施いたします。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象となるお客様

当金庫に口座をお持ちのお客様で 7 0 歳以上かつ、過去 2 年以上キャッシュカードによる A T M での振込のご利用のないお客様

2. 利用制限の内容

対象となるお客様は、キャッシュカードによる A T M での振込取引ができなくなります。

3. 利用制限開始日

平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日（金）

4. お客様がキャッシュカードによるお振込を希望される場合

平日の営業時間内にお取引の店舗窓口へお申し出ください。

なお、キャッシュカードによる「お引き出し」や「お預入れ」は、従来どおりお取引いただけます。

以 上